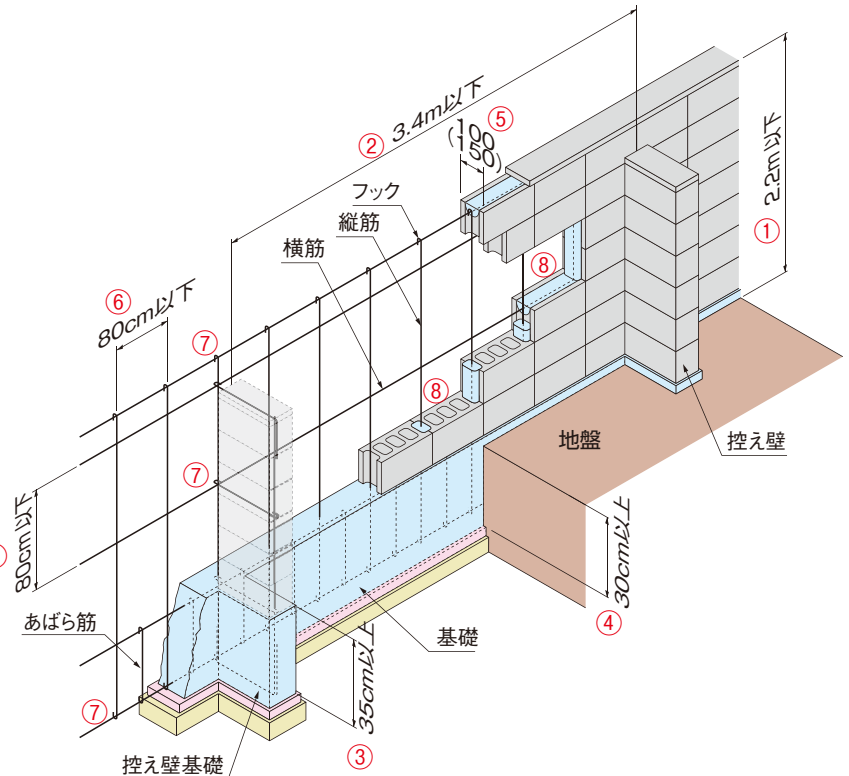


- ① 塀をつくる場合は、建築基準法に適合させる必要があります。建築基準法上の手続き(建築確認)が必要となる場合もあるので、施工業者等に確認してください。
- ② 信頼できる施工業者等に工事を依頼し、契約書や設計図面、見積書などをしっかりと保存してください。

コンクリートブロック塀(補強コンクリートブロック造の塀)の主な構造

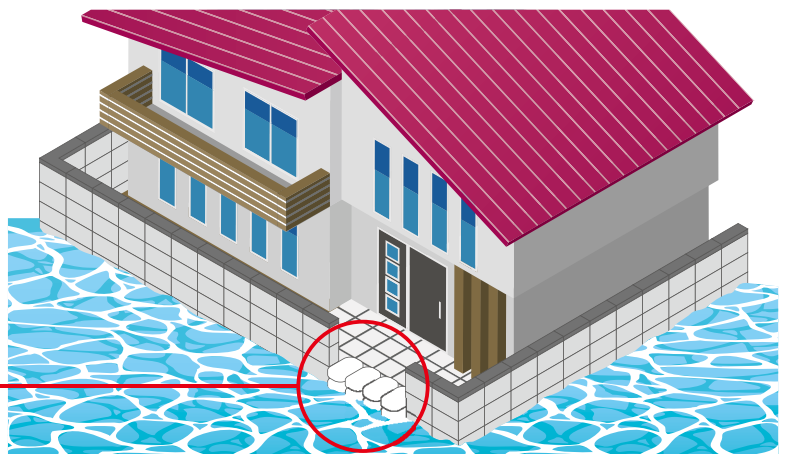
- ① 高さは、2.2m 以下。
- ② 塀長さ 3.4m 以下ごとに、控壁を設置(高さ 1.2m 以下の塀は除く。)
- ③ 基礎の丈は、35cm 以上。
- ④ 根入れの深さは 30cm 以上。
- ⑤ 壁の厚さは、15cm (高さ 2m 以下の塀にあっては、10cm)以上。
- ⑥ 壁内には、鉄筋を縦横に 80cm 以下の間隔で配置。
- ⑦ 鉄筋の末端はかぎ状に折曲げて、縦筋にあっては壁頂及び基礎の横筋に横筋にあってはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着。
- ⑧ コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが 行きわたる ように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目地に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートを充填。
- ⑨ 塀の長さ 30m 以下ごとにスリット(エキスパンションジョイント)を設ける。

※なお既存の石積み擁壁や間知ブロックを用いた練り積み擁壁の上に、ブロック塀を設置してはならない。



コンクリートブロック塀は
洪水時の浸水対策として
も有効です。

土のう・止水板等



弊社は昭和44年(1969年)創業以来
コンクリートブロックの製造から販売・施工まで一貫して行ってきました。
コンクリート塀の施工は「**鹿軽量株式会社**」に
安心しておまかせください。